

【短期集中連載】

海兵隊グアム移転——誰のための負担軽減なのか(3)

山口響

このところの日本では、米軍普天間基地をグアムに移転する可能性をめぐっての議論がかまびすしい。その可能性を検討(あるいは検討するふりを)するため、この間、昨年一二月には北沢俊美防衛大臣、二月には下地幹郎衆議院議員(国民新党)・阿部知子衆議院議員(社民党)ら、日本から多くの要人がグアムを訪れている。私としては、今回の連載でその議論に立ち入るつもりはない。日本でも沖縄でもグアムでも議論は混乱しているが、普天間がグアムに移転されることがあろうとなかうと、二〇〇六年の日米「ロードマップ」で合意された公称八〇〇〇人の海兵隊移転計画については、粛々と進められているからであり、普天間移転はグアムにとってはあくまで追加の問題として発生しているに過ぎないからだ。

グアムの米軍再編計画「前進」の一里塚となるのが、連載二回目で触れた環境影響評価書(EIS)の素案『グアムと北マリアナ連邦の軍移転——沖縄からの海兵隊移転、空母一時寄港埠頭、陸軍対空・ミサイル防衛任務部隊』で

ある(JGPO 2009)。以下では「EIS素案」と呼ぶことにするが、この一万一〇〇〇ページ近くに及ぶ膨大な文書は昨年一月二日に発表され、つい先日の二月一七日まで計九〇日間のパブリック・コメント期間が住民らに与えられた。ところが、EIS素案は住民らの懸念に十分に応えるものではなかったため、米軍増強への疑念が現地では急速に強まりつつある。今回の連載ではそれに焦点をあててみたい。

射撃場設置のための土地収用？

——高まる住民の怒り

EIS素案は、海兵隊移転に伴って必要となる訓練機能のひとつとして、ピストル・マシンガン・手榴弾などを使うことができる実弾射撃場の必要性を挙げた(訓練機能の全体像については連載二回目を参照のこと)。その射撃場設置のために狙われているのが、アンダーセン南部地区東側の土地である。海の方面に向かって射撃することになるた

め、海上には危険地帯 (Surface Danger Zone) が設置される。EIS素案は、射撃場を設置する可能性のある場所としていくつかの案を検討しているが、グアム島の西側沿岸部については観光などへの影響が大きいためとして退ける一方、東側沿岸部については影響が少なく問題なしと判定している (JGPO 2009, Vol.2, 2-62)。ありていと言えば、経済に影響を与えては困るが、人の少ない場所ならば別にかまわないうだろう、ということだ。EIS素案は、この土地を賃借、あるいは強制収用するとしている。地図上に、強制収用される可能性のある場所について示した。

米海軍省グアム統合計画室 (JGPO) のデイビッド・バイス室長はかつて、そうした土地収用の可能性はないと繰り返し述べていた。しかし、発表されたEIS素案は、バイスの言に反して収用の可能性を明確にし、JGPOのジョン・ジャクソン室長代理も、出演したラジオ番組においてバイス室長のそれまでの約束と反対のことを口にしたのである (Marianas Variety, Nov. 25, 2009 [以下、MVと略記])。

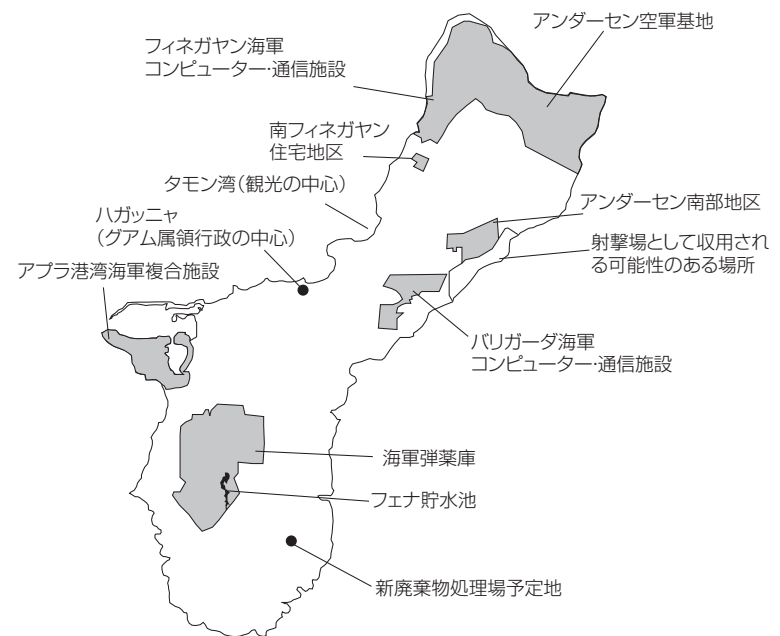
該当の土地には約二〇〇人の地主がいるが、彼らの怒りは相当なものだ。地主のひとりグレン・ネルソンは、『マリアナズ・バラエティ』紙の取材にこう答えている。「人びとが、米軍増強のさまざまな計画によってドルが落とされる面ではなく、どういふマイナスの影響があるかを本当

す」 (MV, Nov. 25, 2009)。

バイクやオフロードカーなどを楽しむことができる「グアム国際レースウェイ」もまた、接収される可能性のある土地の上にあるが、同代表のヘンリー・シンプソンは次のように証言している。EIS素案執筆に向けた準備のために米連邦当局関係者が同所を訪れたが、彼らは「やってきて、木々や鹿、トカゲを数えただけ。どれだけの人びとがこのレース場を利用するかについては、誰も視察に来たことがない」。それどころか、グアム島南部にある海軍弾薬庫地区なら射撃場を作るに十分な土地があるのではないかとシンプソンが連邦関係者に尋ねてみたところ、彼らは、こともなげに、「移動に時間がかかるのは困りますから。兵士が住んでいるところから遠く移動しなくてはならなかったら、不便でしょう」と答えたという (MV, Dec. 31, 2009)。「1」。優先されるべきは、地元の人びとの感情や都合よりも、兵士の利便性——。

ある意味で、正直だといえよそのとおりだ。筆者は、共同調査者の越田清和さんとともに二月にグアムを訪問したが、その際、地主の方の許可を得て、収用される可能性のある現地にも足を運んでみた。写真で示した陸地が該当の場所だが、人がほとんどいないことは確かであり、西側沿岸に射撃場を作るよりも安全であることは間違いがない。しかし、グアムの人びとにとって、土地の問題は、たん

に分かっているとは思えません。私には助けが必要だし、グアムは助けを必要としています。この計画はあまりに急に進められているのに、その影響はあまりに大きすぎま



なる安全性以上のものを含んでいる。土地問題は、今回の米軍増強ではじめて出てきた問題ではなく、もっと歴史に深く根ざした問題なのだ。グアムの土地一四万七〇〇〇エーカー（約五九四・八平方キロメートル）のうち、約二七・二二％にあたる四万エーカー（約一六一・八平方キロメートル）が米軍保有下にある。それらの多くは、米軍が一九四一年一月から四四年八月にかけての日本軍政からグアムを「解放」してのちに、接収したものだ。米軍政下の沖繩においてそうであったように、グアムでも、占領のドサクサにまぎれて、人びとは米軍に土地を奪われた。そして、多くの地主が、十分な補償を受けることもなく、自分の土地に足を踏み入れることもできないまま、今日に至っている。グアムに長らく住む人びとにとって、土地問題は米軍によるグアム占領の象徴であり、逆に言えば、彼（女）ら自身のアイデンティティの源でもあるのだ。米軍は、その一番触れてはいけない問題に触れてしまった。

グアム議会で土地収用反対決議が採択

総勢一五名で構成される地元グアム議会の議員らにとっても、とうていこの問題は捨ておけるものではなかった。そこで一二月になってグアム議会に提出されたのが、決議案二五八・一三〇号 [Resolution No. 258.30 (OR)] である。この文章自体が、ある種の歴史教科書的なものとしても読

戦後の土地取り上げは時間的にもプロセスとしても複雑なものであり、連邦の創設した土地・請求委員会のもとで個人の死傷と資産の損害に対してなされた補償は限定的かつ不十分なものであり、

米連邦政府は、日本占領の手によってグアムの人びとに与えられた苦難への補償と、土地取り上げとの間の関連についていまだに理解しておらず、

（中略）

最初の民政知事であるカールトン・スキナーは、グアム政府、あるいは貸与された土地の地主と協議することなく、グアム組織法 (The Organic Act) の発効する前日である一九五〇年七月三十一日に土地の権利放棄証書に署名をする一方、グアム政府はすべての収用された資産をアメリカ合衆国の「利用に供するため」に移転した。これによって、海軍と空軍は、グアム島の三六％にあたる四万九六〇〇エーカーを直接支配することになり、

チャモロの人びとに米市民権を与えたグアム組織法の下での裁判の最初の事案が、まさに、過去の土地取り上げを再確認することで、チャモロの人びとが米市民になるにあたって土地を取り上げられることは認められないとの確認請求をなすことができないようにしたものであり、

一九七七年に太平洋戦争祈念公園が建設された際にア

めるので、やや長いが一部を抜書きしておく「2」。

* * *

グアム議会は、以下、決議する。
グアム島には、あらゆる目的に利用しうる土地がわずか一四万七〇〇〇エーカーしかなく、

国防総省は現在、グアム島の二七・二二％にあたる四万エーカーの土地を保有しており、

（中略）

グアム統合計画室 (JGPO) は、グアムにおいてさらに希望の土地を手に入れるために、「交渉」の裏づけとなる武器として直接的あるいは間接的に強制収用という手段を利用する可能性について明確にすることを拒んでおり、

JGPOは、軍が必要とする追加の土地に関してはあらゆる選択肢が「テーブルの上にある」とし、「友好的な土地収用」などというものについて述べており、

連邦政府は、グアムにおける連邦による土地取り上げの歴史、あるいはグアムの人びとにとっての土地の重要性についての理解に欠けており、

土地取り上げの歴史、および、小さな島の地域文化における土地の重要性は、連邦による土地取り上げに対する相当深刻な感情を地元の人びとの間に生んでおり、

（中略）

ガット地区の沿岸の土地が収用され、長年にわたってアガット・マリナーの建設が妨げられており、

一九八〇年代に、米連邦議会は、土地取り上げの事案を再審に付して追加の補償を行うことで、戦後の土地取り上げの明らかでない不正を正す試みを行っており、

多くの元地主がこの法律の下で集団訴訟での和解を受け入れる一方、アンダーセン空軍基地や、まさに今回連邦政府が海兵隊新基地として目している海軍コンピューター・通信施設などの広大な土地の保有者の中には、この和解に加わらなかった者もいて、この法の下における連邦政府への請求が今日に至るまで解決を見ておらず、

リテイディアン突端にある元海軍施設三八五エーカー分が余剰の土地だと一九九〇年代にみなされたが、グアム政府を通じて元の地主に返還されるのではなく、人びとに事前に通告することもなく密かに米魚類・野生生物局に取得させるといふ、グアムの人びとに対する侮辱的な行為が最近ではあり、

（中略）

そこで、以下のように決議する。

グアム議会はここに、グアムの人びとになり代わって、計画されている軍増強に関連するいかなる目的についても、私有であろうと公有であろうとグアムの土地をさらに取得するために土地収用に訴えること、またはその威

嚇を行うことに強く反対する。

グアム議会はここに、グアムの人びとになり代わって、米連邦政府／国防総省によってグアムの地主に不当な圧力がかけられることなく、それぞれが独立した平等の主体として、私有あるいは公有の土地の追加取得に関する交渉を行うことを要求する。

グアム議会はここに、グアムの人びとになり代わって、土地に関する取引が、米連邦政府／国防総省と、資産を連邦政府に賃借あるいは売却する意思のある民間地主との間で誠実に行われるべきこと、また、グアム政庁による土地賃借の可能性を議論するにあたって、グアムの人びとの公式代表との交渉が誠実に行われるべきことを要求する。

グアム議会はここに、グアムの人びとになり代わって、連邦政府が過去の歴史を繰り返さないと明確にすること、グアムの軍増強に関連して、強制収用は、直接的であれ脅しを通じたものであれ、連邦政府が採るべき手法ではないと宣言することを要求する。

グアム議会はここに、グアムの人びとになり代わって、連邦政府によるこれまでの土地取り上げの歴史に見られるような、長年にわたってグアムの人びとに与えられてきた不正義と不公正な取り扱いを認識し、心に刻む。

(後略)

題については、連載第一回で紹介したように、ベンジャミン・クルーズ副議長 (Benjamin Cruz) 提出の住民投票条例案で重要な位置を占めていたことも、ここであらためて思い出しておきたい。

もちろん、収用という手続きそのものは、本人の同意をそもそも必要としないものだから、法的に見れば、連邦政府はいつでも土地を収用して射撃場に転用することはできる。しかし、地元の反対が強い中で土地収用を強行すれば、プロセス全体への影響が出かねない。それに、かりに連邦政府が収用をあきらめたところで、いったん悪くなった連邦政府への心証をよくし米軍増強への支持をあらためて勝ち取っていくことは、米連邦にとってなかなかの難業だといえよう。

EIS素案への「コメント期間が終了」

すでに述べたように、EIS素案は一月二日に発表され、二月一七日までの九〇日間がパブリック・コメント期間であった。しかし、一万一〇〇〇ページもある、しかも専門的要素も多い文書を検討する期間がわずか九〇日しかないことは、グアム島民にかなり強い不満を起こさせている。一月にはグアム統合計画室 (JGPO) 主催の公聴会が島内四ヶ所で開かれたが、参加者一人あたりの発言時間は、せいぜい五分程度だったという。EIS素案に懸念

* * *

決議は、一月二日に採択された。象徴的なのは、グアム議会で「グアム軍事増強・国土安全保障委員会」の委員長を務めるジュディス・ガサーツ議員 (Judith Gubertz) の存在だ。彼女は、米軍増強によってグアムと米軍／米連邦とが共存共栄を図る「ウィン・ウィン関係」が必要だとする立場を長らくとってきた。現在でもその立場そのものには変わりがない。しかし、そのガサーツ議員が、上記の決議案の共同提出者となり、現地メディアでもかなり強い調子で土地収用に反対する論陣を張っている。米軍再編そのものには反対しない議員も少なくない中で、このような重大な条件を地元社会が課そうとしていることの意義は計りしれない^[3]。

こうした潮目の変化を受けて、これまではかなり強力に米軍増強を推進する立場であったグアム選出の米連邦下院議員マデレーン・ボダリーヨ (Madeleine Bordallo) が、一月二日に発した声明において、強制収用への反対を表明するにいたった^[4]。さらに、同じく推進派であるグアム政庁のフェリックス・カマチョ (Felix Camacho) 知事も、二月一五日に行った「グアム島一般教書演説」(State of Island Address) において、「グアム先祖土地委員会」と「チャモロ土地トラスト委員会」の保有する土地を連邦が収用することへの反対論を打ち出した^[5]。土地問

を持つ島民らによって結成された新しいグループ「私たちはグアハン」(We Are Guam) は、パブリック・コメント期間を一二〇日まで延長するキャンペーンを張った^[6]。ボダリーヨ連邦下院議員やグアム議会のクルーズ副議長もやはり期間延長を主張したが、願いは聞き入れられず、予定どおりコメント期間は二月一七日に終了している。

EIS素案によっておぼろげではあるがその姿を現しつつあるグアムの米軍再編計画は、それまで再編問題に関心を持たなかった島民の間にも明らかに何らかの意識を覚醒しつつあるようだ。そのことが、グアム議会の議員らをして、以前よりも米軍に厳しい態度を取らせるようになっていく。米国防総省が今年七月に出される予定のEISの決定書において島民らの当然の懸念に答えられない場合、グアムの米軍増強は「既定路線」などではなくなり、それを全体として再考すべきだとの意見が現地でもっと強くなってくる可能性もあるだろう。

さらに、米連邦環境保護局 (EPA) が、二月一七日に海軍に送った書簡において、EIS素案にかなり批判的な見解を示していることが判明した (Pacific Daily News, Feb 25, 2010)。挙げられた懸念は、水不足、下水の増加、アラ湾浚渫によるサンゴ礁の破壊などである。今回の連載では土地問題を中心に扱ったが、生活インフラの整備や自然環境の破壊などの面からも、地元社会・連邦政府の双

方からより多くの疑問が呈されていくことになるだろう。

なお、今回の原稿は、二月一四日から二五日の日程で筆者らが行ったグアム現地調査以後に脱稿したもののだが、調査で得た情報の精査には時間がかかるため、その内容はほとんど今回の原稿に反映されていない。本連載の次回以降でくわしく触れていくことにする。

【注】

【1】グアム国際レースウェイは、ウェブサイト上において、EIS素案に対してコメントを送るようサイトの訪問者に促している。<<http://www.atvmtocrossguam.com/>>

【2】http://www.guamlegislature.com/30h_res.htmで原文を読むことができる。

【3】ちなみに、ガサーツ議員は、射撃場を、アンダーセン空軍基地内にあるタラゲ・ビーチ (Tarague Beach) か、南部の海軍弾薬庫地区内、あるいはテニアン島に設置するよう米軍に求めている (ガサーツ議員によるEIS素案への意見書「二〇一〇年一月二二日付」) より。意見書はガサーツ議員の秘書から提供していただいた。

【4】http://www.house.gov/list/press/gu00_bordallo/opposed.html

【5】http://guamgovernor.net/SOTI_2010.pdf

【6】「グアハン」とはグアムの現地での呼び名。グアム観光局が行っているキャンペーン「私たちはグアム」(We Are Guam) に対抗して、このようなグループ名にしたという。ちなみに、カマチヨ知事は、先述の「グアム島一般教書演説」において、おそらくはEIS素案に対する島民らの懸念を鎮

める目的もあって、グアムの正式名称をグアハンに変更するための法案を提出する意向を表明した。

【参考文献】

JGPO (Joint Guam Program Office) [2009] Guam and CNMI Military Relocation: Relocating Marines from Okinawa, Visiting Aircraft Carrier Berthing, and Army Air and Missile Defense Task Force <<http://www.guambuildupcis.us/>>

【誤記とお詫び】

前回までの原稿において、以下の誤りがありました。訂正するとともに、お詫びいたします。

・連載第一回で掲載した地図上で、新廃棄物処理場予定地の位置が誤っていました。今回掲載した地図では訂正されています。

・連載第二回：一〇五ページ下段二行目

〈誤〉固定翼機 ↓ 〈正〉回転翼機

(やまぐちひびき／本誌編集委員)

※この研究は、NPO法人「高木仁三郎市民科学基金」からの助成を受けて行われているものです。